

いじめの防止について

I 本県のいじめの現状

平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
結果より（文部科学省調査）

1 いじめの認知件数（校種別）

（単位：件）

	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
小学校	621	536	871	1,766	1,470	▲296
中学校	529	310	504	673	600	▲73
高等学校	54	61	125	158	131	▲27
特別支援学校	5	3	10	9	18	9
計	1,209	910	1,510	2,606	2,219	▲387

2 1,000人あたりのいじめの認知件数

（単位：件）

校種		H28	H29	H29-H28
小学校	三重県 [公立]	18.5	15.6	▲2.9
	全国 [国公私立]	36.6	49.1	12.6
中学校	三重県 [公立]	13.8	12.6	▲1.2
	全国 [国公私立]	20.8	24.0	3.2
高等学校	三重県 [公立]	3.8	3.2	▲0.6
	全国 [国公私立]	3.7	4.3	0.6
特別支援学校	三重県 [公立]	5.8	10.9	5.1
	全国 [国公私立]	12.4	14.5	2.1
合計	三重県 [公立]	13.9	12.0	▲1.9
	全国 [国公私立]	23.8	30.9	7.1

3 いじめの解消率

（単位：％）

	H28	H29	H29-H28
三重県 [公立]	91.4	83.9	▲7.5
全国 [国公私立]	90.5	85.8	▲4.7

- ・全国の1,000人あたりのいじめの認知件数は、全ての校種で増加していますが、本県では小中学校、高等学校で減少しています。特に、いじめの認知件数については、小学校で296件減少しています。
- ・本県の1,000人あたりのいじめの認知件数は、全国と比較すると、全ての校種で下回っています。
- ・本県では、いじめの態様として、全ての校種で「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。
- ・平成29年度の解消率は83.9%と減少していますが、平成29年3月に「いじめ

防止等のための基本的な方針」(文部科学省)が改定され、いじめの解消は被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとされたため、1月から3月に認知したいじめは年度内に解消したことを確認できないことによるものです。県独自に平成30年6月末での解消状況を調査したところ94.9%が解消しています。

II いじめ防止対策の推進に係る課題

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、6年が経過する今なお、重篤ないじめに至るケースが後を絶たない状況があります。そのような中、平成30年3月に総務省は、「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告」にて文部科学省に対して以下のような指摘を行っています。このことは、本県においても同様の課題がみられるところです。

1 いじめの正確な認知

○学校において、いじめの認知の判断基準について、法のいじめの定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、いじめの定義を限定的に解釈する例がある。

(例) 子どものトラブルで、すぐに解消した事案であったため。

○法のいじめの定義とは別の要素を判断基準とする例がある。

(例) 事案が単発的で継続性がないため、認知しなかった。

○教育委員会において、正確な認知に向けた取組が不十分である。

2 重大事態に関する調査報告書により判明した課題等

○「冷やかしい・からかい等」から重大事態が発生していることが多い。

○この程度は悪ふざけやじゃれあいでは問題ない、また、本人が「大丈夫」と言えばいじめではないと認識している。

○担任が、生徒から相談があったにもかかわらず、いじめの問題として学校内で情報の共有をしなかった。

○被害児童生徒への聞き取り等について、学校としての対応の仕方が共有されておらず、個人的な対応になっていた。

○いじめに焦点を当てた教職員等の指導力向上のための研修が不足していた。

3 本県の対応

管理職対象の研修会及び県立学校長会議、生徒指導担当者会議等の様々な機会を通じて、周知を行うとともに、指導主事が各学校の研修会で講師を務め、正確な認知に向けて指導も行っています。

いじめの正確な認知については、各学校からの報告を確認し、認知件数が0件の学校等に対しては、保護者等に公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認をしています。

重大事態における課題等については、各学校のいじめに関する報告時に対応を確認し、必要に応じて助言等を行っています。

Ⅲ 三重県いじめ防止条例を踏まえた取組

1 啓発と社会総がかりの取組

平成30年度の主な取組

(1) 三重県いじめ防止応援サポーター（以下「サポーター」という。）

社会全体でいじめ防止の機運を高めるとともに、いじめ防止に向けた主体的な取組の促進を図るため、事業者・団体等の特性に応じた取組を進めました。

今後も、いじめの防止に応援してくれる事業者等を募集し、様々な主体といじめの防止に向けて機運の醸成を図ります。（別紙1）

≪登録数≫ 450事業者・団体・個人（令和元年8月31日現在）

学習塾、スポーツクラブ、児童養護施設、バス会社、ショッピングモール、映画館、ボウリング場、飲食業、製造業、着物着付け教室、子育て支援団体、PTA団体、人権擁護団体、医薬関係団体、美容関係団体、郵便局 等

(2) 三重県いじめ防止フォーラム

日 時：平成30年11月1日

参加者：約1,100人（教職員500人 行政関係者260人 保護者110人 県民230人）

内 容

・サポーターの紹介

・講演 鳴門教育大学特任教授 森田 洋司先生

「社会総がかりでいじめの問題を克服するため、それぞれの立場でどのように取り組むべきか」

・高校生によるいじめ防止行動宣言

・パネルディスカッション

（学習塾、スポーツクラブ経営者、保護者、スクールカウンセラー、高校生）

(3) いじめ防止強化月間（11月）の主な取組

① ピンクシャツ運動（11月）

ピンクのシャツや小物を身に付けることで、いじめ反対の意志表示をする運動の推進

（学校やサポーター等の事業者・団体、県機関等）

② 映画上映の幕間を活用した啓発（平成30年11月）

対象映画館：イオンシネマ（東員、桑名、鈴鹿、津、津南）

実施期間：11月2日～30日

③ 街頭啓発（11月）

津駅において、啓発資材を活用した啓発活動

④ 様々な媒体を活用した啓発

県広報誌、新聞広告、ラジオ、フリーマガジン等

本年度の取組

(1) 三重県いじめ防止応援サポーター

○サポーターのいじめの防止に向けた主体的な活動の充実及びサポーター間の連携

- ・情報交換会やいじめ防止サミット等を開催することを、各サポーターの意識の高揚を図り、それぞれの主体的な取組につなげます。
- ・サポーター間での連携や児童生徒とサポーターとの連携した取組を検討します。

(2) いじめ防止強化月間（4月、11月）

4月と11月の強化月間では、以下の運動を進めるとともに、メディアの活用や会議、研修会など、様々な機会を利用して、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、広報啓発に努めます。

① ピンクシャツ運動の推進

いじめ反対運動「ピンクシャツ運動」を以下のとおり推進します。

- ◇ 対象 個人、グループ、事業所、団体、学校 等
- ◇ 期間 4月と11月の各1か月間
- ◇ 内容 職場や学校等、普段、活動する場所で、『ピンクシャツデー』や『ピンクシャツウィーク』等を設定し、ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身に着けたりすることで、「いじめ反対」の意志を目に見える形で示します。

② 街頭啓発

4月：津駅 11月：県内主要駅

③ 様々な媒体を活用した啓発

県広報誌、新聞広告、ラジオ、フリーマガジン等

2 いじめの防止のための児童生徒の主体的な取組

平成30年度の主な取組

(1) 中学生意見交流会

(地 域) 紀北町、桑名市、伊賀市、南伊勢町

(参加者) 各地域内の学校の代表生徒等

(内 容) 高校生による演劇視聴後、グループ討議し、いじめの防止のための行動宣言等を作成

(2) 高校生意見交流会

(参加者) 県内の高等学校の代表生徒（36校73人）

(内 容) 各学校でいじめの問題についてテーマに基づき話し合い、弁護士が各グループに対して助言を行いながら、各グループで行動宣言等を作成

(3) いじめ防止強化月間の学校における主な取組

別紙2参照

本年度の取組

(1) 三重県いじめ防止サミット

趣 旨

いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服していくため、三重県いじめ防止条例に規定するいじめ防止強化月間（11月）に合わせて、「三重県いじめ防止サミット」を開催します。本サミットでは、小学生から大人まで様々な世代が一同に集まり、今日的ないじめの現状や課題について学ぶ機会とするとともに、世代を超えていじめの問題について考え、議論することを通して、現在のいじめの当事者や未来の子ども・社会に伝えたい思いをメッセージとしてまとめる機会とする。また、メッセージを広く県民に発信し、いじめ防止の機運の醸成と児童生徒の主体的かつ持続的な取組につなげる。

日 時 令和元年11月9日（土）13:00～16:30

場 所 三重県人権センター

参加者 小中学生及び高校生、サポーター、保護者、教育関係者

内 容

- ・問題提起（有識者による講話）
- ・グループ討議と発表
- ・まとめ

(2) いじめ防止強化月間におけるの学校の取組の推進

《4月》

- ・各学校の入学式や始業式、学級開き、PTA総会等の場を利用して児童生徒や保護者に対して、いじめの防止等の重要性に関する理解のための啓発を行いました。
- ・いじめの防止に向けた学校・学級目標を設定するなどして、児童生徒一人ひとりが自らの行動を考える機会としました。

《11月》

- ・「三重県いじめ防止サミット」に参加し、いじめの防止について議論することを通して、学校の主体的な取組につなげる。
- ・必要に応じて家庭や地域（サポーター等も含む）と連携し、児童生徒の主体的な取組を進めるとともに、取組のPDCAサイクルを回す。

3 児童生徒がいじめの防止等の重要性の理解を深めるための教育

平成30年度の主な取組

(1) スクールロイヤーを活用した調査研究事業

- ・ 弁護士を講師として、教職員を対象に「いじめ事例別ワークシート」(H30年4月配付済み)を活用した研修会を開催。(6会場)
- ・ 弁護士と教員が連携し「いじめ事例別ワークシート」を活用した授業(小中高含む18校)を実施するとともに、より効果的な授業とするため、「運営協議会」で授業を検証し、指導案を作成。
- ・ 弁護士を学校に派遣し、いじめの問題等の生徒指導上の課題解決や学校いじめ防止基本方針の見直し、いじめの防止の取組等の支援。

(2) 教職員の資質向上

- ・ ライフステージ別研修、新任管理職研修等の開催
- ・ 生徒指導担当者会議や市町教育委員会担当者会議における研修の実施

本年度の取組

(1) スクールロイヤーを活用した調査研究事業

○ 弁護士と連携して作成したいじめの防止のための教材及びそのモデルプランを活用し、弁護士によるいじめ防止のための出前授業を実施します。その中で、いじめ防止の研究授業を実施し、教員と弁護士が、より効果的な授業の進め方について意見交換を行います。

○ 県内を3ブロックに分割し、それぞれのブロック担当弁護士として、いじめの問題に詳しい弁護士や不当要求への対応に詳しい弁護士など、専門性の異なる弁護士を6～7人ずつ配置します。要請により弁護士が学校を支援する際には、学校が直面している課題に応じた専門性を有する弁護士が支援にあたることで、より効果的な支援を行います。

(2) 教職員の資質向上

これまでの研修の機会を確保するとともに、いじめ問題の最新の情報を提供するなど、研修内容の充実に努めます。

4 相談体制の充実

平成30年度の主な取組

子どもたちが相談したい窓口を選んで相談できるよう、教育相談電話、いじめ電話相談(24時間子供SOSダイヤル)、体罰に関する電話相談を実施しました。

さらに、平成30年5月からは、無料通信アプリ「LINE」を活用した「子どもLINE相談みえ」を県内全ての中高生を対象に、学年を順次拡大しながら実施し、相談体制を整備してきました。

本年度の取組

子どもたちが相談したい窓口を選んで相談することができるよう、引き続き、電話相談、SNS相談窓口について、市町等教育委員会、学校や研修会等を通じて周知を行います。また、スクールカウンセラーや養護教諭を通じ、子どもの状況に応じて、周知に係るカードを別途配付していきます。

「子どもLINE相談みえ（SNS相談窓口）」

- 実施方法 委託（ダイヤル・サービス株式会社）
- 開設期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日
- 受付時間 平日の午後5時から午後9時まで
- 対象者 県内全ての中学生、高校生
- 使用アプリ 無料通信アプリ「LINE」
- 相談対応 臨床心理士等
- 相談内容 いじめをはじめとする様々な悩みの相談・通報

※寄せられた相談のうち、早期に対応が必要な場合には、臨床心理士等が関係機関と連携して継続した支援を行うことができるよう、速やかに関係課と情報を共有します。

「子どもLINE相談みえ」（SNS相談窓口）

<平成30年度及び令和元年8月末現在の相談件数及び主な相談内容>

種別		件数 (H30年)	件数 (R1年8月末)
相談件数		1,005	399
相談内容 内訳	友人関係・学校生活	587	219
	学業進路	35	29
	家庭	110	25
	その他	273	126
うち「いじめ」		251	58
混雑時自動返信数		163	152
相談に至ったケース		56	82
相談に至らなかったケース		107	70
時間外アクセス件数		1,059	243
登録数		760	